

横浜市大規模小売店舗立地法運用基準 新旧対照表

旧	新								
<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用基準 平成 12 年 3 月 28 日 制定 令和 6 年 10 月 24 日 改正（局長決裁）</p> <p>大規模小売店舗の設置者は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を踏まえて周辺の生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めるため、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 3 条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。</p> <p>1 駐車場の必要台数及び位置 (1) <u>横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を踏まえ、市内大規模小売店舗における年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間の駐車需要をおおむね収容できる水準の参考値として、次に掲げる基準により必要な駐車台数の確保について配慮を求めるものとする。なお、本基準の適用にあたっては、個々の案件ごとに数値の妥当性について検討を行うものとする。</u> <u>必要駐車台数基準（店舗面積 1,000 m²あたりの必要台数）</u></p>	<p>横浜市大規模小売店舗立地法運用基準 平成 12 年 3 月 28 日 制定 令和〇年〇月〇日 改正（局長決裁）</p> <p>大規模小売店舗の設置者は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を踏まえて周辺の生活環境の保持に配慮するものとされているが、横浜市は、大規模小売店舗に対して本市の地域特性及び出店予定地又は出店地の実情を踏まえた配慮を求めるため、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 3 条の規定により横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を定め、大規模小売店舗に対して次に掲げる事項について具体的な配慮を求めていくものである。</p> <p>1 駐車場の必要台数及び位置 (1) <u>横浜市内に出店している大規模小売店舗における駐車需要の状況を鑑みて、必要駐車台数の算出にあたっては、指針表中の自動車分担率に関する記載について、次の計算式を用いるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; color: red;">C : 自動車分担率</th> <th style="text-align: center; color: red;">商業地区</th> <th style="text-align: center; color: red;">その他地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">人口</td> <td style="text-align: center; color: red;"><u>23+0.014L (L<500)</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; color: red;">50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">100 万人以上</td> <td style="text-align: center; color: red;">30 (L≥500)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-left: 20px;">※併設施設の比率倍する台数及び交通量予測のピーク時来台数も上記計算式によるものとする。</p>	C : 自動車分担率	商業地区	その他地区	人口	<u>23+0.014L (L<500)</u>	50	100 万人以上	30 (L≥500)
C : 自動車分担率	商業地区	その他地区							
人口	<u>23+0.014L (L<500)</u>	50							
100 万人以上	30 (L≥500)								

立地場所 店舗面積	商業地域・ 近隣商業地域	その他地域
20,000m ² 以上	33台／千m ²	65台／千m ²
12,000m ² 以上 20,000m ² 未満	12,000m ² 以 下の部分	40台／千m ²
	12,000m ² を 超える部分	22台／千m ²
6,000m ² 以上12,000m ² 未満	40台／千m ²	68台／千m ²
6,000m ² 未満	32台／千m ²	58台／千m ²

(注)「商業地域・近隣商業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号。）に定める商業地域及び近隣商業地域を指し、「その他地域」とはそれ以外の地域をいう。

(注)必要台数を算出後、小数点以下がある場合には、切り上げとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- ・市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合
- ・パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている場所へ出店する場合
- ・その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合
- ・エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールを適用する場合
- ・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合

あわせて、既存類似店舗の実績等による駐車需要を算出すこととし、原則として、計算式による算出結果と既存類似店舗の実績等による算出結果のうち最も多い台数を必要駐車台数とすることを求めるものとする。

「既存類似店舗」は、同業態の市内店舗で立地特性（用途地域、商圈世帯数）に類似性がある大規模小売店舗とする（施設規模や併設施設の状況、駅からの距離等も参考にすること）。

「実績等」は、原則3店舗の実績をもって検証することとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、個別協議を行うものとする。

- ・市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺の地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合
- ・パークアンドライドサービスの導入、車両の乗り入れが禁止されている場所へ出店する場合
- ・その他出店地の状況及び周辺の地域における自動車の利用実態に照らして上記数値とかい離があると認められる場合
- ・地区特性を踏まえたまちづくりのルールや方針等で認められた駐車場需要の考え方を適用する場合
- ・大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合

<p>なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 m²あたり 15 台となっている。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>エキサイトよこはま 22（横浜駅周辺大改造計画）の駐車場整備ルール運用マニュアルによる駐車場ルールの適用を受けた場合は、大規模開発地区関連交通マニュアルに基づき必要台数を算定することができる。この場合算定に用いる係数等は、大規模開発地区関連交通マニュアル、指針等によることとする。</u></p> <p>2 略 3 略 4 略 5 略 6 略</p>	<p>なお、参考までに本市の既存家具店における駐車場需要の試算結果を示すと、店舗面積 1,000 m²あたり 15 台となっている。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 3 略 4 略 5 略 6 略</p>
--	---